第21号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成18年2月22日

提出者 足立区長 鈴木恒 年

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 足立区職員の特殊勤務手当に関する条例(平成11年足立区条例第2 号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

清掃業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 清掃事務所に勤務する職員(以下「清掃職員」という。)が、 廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務に 従事したとき。
- (2) 清掃職員が、廃棄物の収集作業又は自動車による運搬作業に 従事したとき。
- (3) 平成18年3月31日において職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)別表第1の適用を受け、同年4月1日から足立区職員の給与に関する条例別表第1の適用を受ける清掃職員が、正規の勤務時間を年末年始の日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの間をいう。)に割り振られ、当該勤務に従事したとき。

第13条第2項中「従事した日1日につき700円」を「次の各号の 区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第1号に規定する場合 従事した日1日につき700円
- (2) 前項第2号に規定する場合 従事した日1日につき300円
- (3) 前項第3号に規定する場合 従事した日1日につき1,80 0円

第13条に次の1項を加える。

3 従事した日1日について、第1項第1号から同項第3号までに規定 する場合が重複したときは、前項各号に規定する額を合算することが できる。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(提案理由)

清掃業務手当を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。